旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年８月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ゴールドホース株式会社　②第三種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－686号　④ゴールドホース株式会社　札幌市中央区南６条西11丁目1284―21開運館ビル１Ｆ　代表取締役　梅井昭宏　⑤本店営業所　札幌市中央区南６条西11丁目1284―21開運館ビル１Ｆ　⑥平成27年12月21日　⑧平成29年７月11日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区南６条西11丁目1284―21開運館ビル１Ｆ　ゴールドホース株式会社　代表取締役　梅井昭宏

Ｂ　①東武観光サービス　②第３種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第３－234号　④東武観光サービス　群馬県太田市鳥山中町1699番地１　北澤陽造　⑤東武観光サービス　群馬県太田市鳥山中町1699番地１　⑥昭和62年３月13日　⑧平成28年10月31日　⑩300万円　⑪群馬県知事　⑫群馬県太田市鳥山中町1699番地１　東武観光サービス　北澤陽造

Ｂ　①株式会社チャイナボックス　②第３種旅行業　③三重県知事登録旅行業第３－276号　④株式会社チャイナボックス　三重県津市一身田上津部田1504―133　代表取締役　田﨑亨　⑤本社営業所　三重県津市一身田上津部田1504―133　⑥平成14年12月16日　⑧平成29年６月30日　⑩450万円　⑪三重県知事　⑫三重県津市一身田上津部田1504―133　株式会社チャイナボックス　代表清算人　田﨑亨

Ｂ　①みやび旅行　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2757号　④川端雅子（みやび旅行）　大阪狭山市東茱萸木１丁目527番地の３（202号）　⑤本社営業所　大阪狭山市半田３丁目1696―１－101号　⑥平成27年６月22日　⑧平成29年６月20日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪狭山市東茱萸木１丁目527番地の３（202号）　川端雅子（みやび旅行）

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成29年８月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社かもめ＆アールスドリーム　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第1974号　④株式会社かもめ＆アールスドリーム　東京都港区西新橋一丁目10番２号　代表取締役　中本哲宏　⑤本社営業所　東京都港区西新橋一丁目10番２号　⑥平成26年９月11日　⑦平成29年７月４日　⑧1400万円　⑨7000万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　田川　博己

Ａ　①合同会社京都まちづくり交通研究所（京都まちづくり交通研究所）　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－653号　④合同会社京都まちづくり交通研究所　京都市中京区富小路通四条上る西大文字町609番地　代表社員　宇津克美　⑤京都まちなか交通・観光案内所　京都市中京区河原町通蛸薬師下ル塩屋町339番地　⑥平成27年４月13日　⑦平成29年６月15日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ＣＴコマース株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－7144号　④ＣＴコマース株式会社　東京都江戸川区西葛西四丁目４番１－304号　代表取締役　杉本敦子　⑤本社営業所　東京都江東区東陽２－４－39新東陽ビル４Ｆ51号　⑥平成28年４月21日　⑦平成29年6月13日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①ベストトラベル株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2074号　④ベストトラベル株式会社　大阪市北区南森町一丁目１番26号南森町フジビル７Ｆ　代表取締役　田邉安男　⑤本社営業所　大阪市北区南森町一丁目１番26号南森町フジビル７Ｆ　⑥平成12年８月11日　⑦平成22年８月11日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①新日本教育株式会社（旅行センター）　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1109号　④新日本教育株式会社　愛知郡東郷町白鳥三丁目３番地の16　代表取締役　田中俊夫　⑤名古屋駅前営業所　名古屋市中村区名駅４－５－27大一名駅ビル10Ｆ　⑥平成14年９月20日　⑦平成29年６月20日　愛知県知事登録旅行業第３－1109号　⑧160万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博